

I G R A 検査実施要領

1 目的

結核接触者健康診断において、結核の感染者を早期発見し、適切な治療につなげるため、結核感染の診断の一助として I G R A 検査を実施する。

2 実施機関

京都府内（京都市を除く）の保健所

3 検査の種類

- ・ 原則として I G R A 検査はクオンティフェロン検査（以下「Q F T 検査」という）により行う。
- ・ 検査を外部委託する場合において、何らかの事情により Q F T 検査が実施できない場合に限り、Q F T 検査と同等の検査結果が期待できる T-スポット検査を実施するものとする。
- ・ T-スポット検査を実施する場合、検体の採取及び検査方法等については T-スポット検査による場合の手順に従うものとする。

4 対象及び検査時期

- ・ 原則、6歳（小学生）からの結核患者の接触者のうち、本検査が必要と判断された者（50歳以上であっても、高感染性患者との濃厚接触者やハイリスク接触者など必要と判断される場合は、Q F T 検査の実施を考慮する。ただし、高齢者では最近の感染暴露とは関係ない Q F T 陽性例の存在に留意すべきであり、事後対応を慎重に行うこと）。
- ・ 集団感染事案の場合は、人数によりツベルクリン反応検査で振り分けることもある（詳細については、事前に健康対策課と協議する。）
- ・ 原則、最終接触から2箇月以上経過後に実施する（感染暴露後、免疫反応が成立していないと正確な結果が出ないため。）。

5 検査機関

保健環境研究所は、月3回程度 ELISA 検査を実施（別途調整する日程表のとおり）。
ただし、緊急等を要する場合は、外部委託することができる。

6 検体の採取及び件数の調整

- ・ 4種類の採血管（NIL（灰色）、TB1抗原（緑色）、TB2抗原（黄色）、MITOGEN（紫色）の順）に血液各1mL採血し、各採血管を上下に5秒間又は10回振って混合、その後、常温（22±5℃）で保管する（冷蔵・冷凍は厳禁）。採血管の分離剤と血液が混じらないように注意すること、また、溶血がみられた場合は再採血を行うこと。
- ・ 採血後は、できるだけ速やかに（採血後16時間以内に培養を開始できるように）検査機関に依頼書と併せて搬入する。その際、なるべく振動を与えないよう留意すること。
- ・ 外部委託の場合は、1種類の採血管（QFT（緑））に血液5mL以上採血し、ゆっくりと8～10回転倒混和し、その後、冷蔵（5±3℃）で保管する採血法を採用することもできる。この場合採血後は、できるだけ速やかに（採血後48時間以内に培養を開始できるように）検査機関に依頼書を添えて提出する。
- ・ 検査件数の調整は、健康対策課が管理する検査台帳で行う。

7 結果の報告

保健環境研究所は、結果判明後速やかに検査依頼保健所及び健康対策課に報告する。

8 秘密の保持及び個人情報の保護等

I G R A 検査に当たっては、保健所、保健環境研究所、委託検査機関及び健康対策課は、受検者

のプライバシー及び人権に十分配慮するものとする。

9 その他

- ・ I G R A検査結果は、被験者の病歴や臨床所見等も含め総合的に判断すること。
- ・ 外部検査機関の委託契約は、健康対策課で行う。

10 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年11月15日から施行する。

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

この要領は、平成29年1月27日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。